

東京工業大学芝浦寮跡地時間貸し駐車場設置運營業務

公募要項

平成27年2月

国立大学法人東京工業大学

公募要項

1. 業務名

東京工業大学芝浦寮跡地時間貸し駐車場設置運営業務

2. 業務の目的

平成24年3月31日をもって利用を廃止し、取り壊しを行った芝浦寮の跡地を活用するため、教職員、来訪者等のための24時間無人駐車場の設置運営を行う。

3. 業務内容

(1) 内容

東京工業大学芝浦寮跡地（以下「芝浦寮跡地」という。）において本学が定める仕様書に基づき、教職員、来訪者のための24時間無人駐車場の設置運営を行う。

(2) 実施場所

設置場所：東京都港区芝浦3-5-30

駐車台数：17台程度（うち教職員用3台）

敷地：543m²

4. 業務期間

平成27年6月1日から3年間

※ただし、東京電力株式会社への低圧地中線引込申請中のため、引き込み時期が契約予定期間に間に合わない場合には、契約開始日を変更する（契約期間3年間は固定）。また、契約期間終了後の期間延長については、現在のところ未定。

5. 応募資格

応募資格は次のいずれかにも該当しない者とする。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ない者
- (2) 国立大学法人東京工業大学における物品購入契約に係る取引停止の取扱要項により契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者

6. 企画提案書に関する事項

(1) 記載すべき内容

別紙「時間貸し駐車場に係る設置運営業者の選定に関する応募申込書」（以下「応募申

込書」という。)に記載。

(2) 提出書類

- ・応募申込書
- ・企画提案書
- ・誓約書
- ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）写し
- ・財務諸表（直近2年）写し
- ・会社案内等
- ・その他参考資料等

(3) 書類提出方法

平成27年2月27日（金）17時15分（必着）までに、下記10. 問い合わせ先まで、上記6.(2)の提出書類を11部（正本1部、副本10部）提出すること。なお、郵送の場合は、簡易書留、宅配便等配達記録が残る形で送付すること。

(4) その他

- ・応募者は、本学がヒヤリング等を求めた際にはこれに応じること。
- ・提出書類については提出後の追加及び変更は認めない。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・企画提案書等の作成に関する費用は応募者の負担とする。

7. 提案の審査に関する事項

応募者の中から企画提案内容を総合的に評価の上、最も評価の高い者を選定する。審査結果は、平成27年3月下旬頃メールにて通知する。

8. 契約締結

契約交渉の結果、契約の相手方として決定した場合、本学と業務委託契約を締結するものとする。

9. スケジュール

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 交付開始 | 平成27年2月2日（月） |
| (2) 書類提出期限 | 平成27年2月27日（金）17時15分（厳守） |
| (3) 審査結果の通知 | 平成27年3月下旬頃 |
| (4) 契約締結 | 平成27年5月頃 |

10. 問い合わせ先及び交付場所、企画提案書等の提出場所

〒152-8550 東京都目黒区大岡山2-12-1

東京工業大学財務部主計課財産管理グループ（事務局1号館1階）

担当：原田、今泉

電話：03-5734-2306 FAX：03-5734-3671 MAIL:syu.zai@jim.titech.ac.jp

なお、問い合わせはメール、FAXにて送付すること。また、問い合わせの受付は、平成27年2月20日（金）17時15分までとする。

東京工業大学芝浦寮跡地時間貸し駐車場設置運營業務仕様書

1. 業務の概要

(1) 業務内容

東京工業大学田町キャンパス芝浦寮跡地（以下「芝浦寮跡地」）において、教職員、来訪者等のための24時間無人駐車場の設置運営を行う。

(2) 設置場所及び駐車台数等

設置場所：東京都港区芝浦3-5-30

駐車台数：17台程度（うち教職員用3台）

敷地：543m²

(3) 実施予定期間（契約予定期間）

平成27年6月1日から3年間

※ただし、東京電力株式会社への低圧地中線引込申請中のため、引き込み時期が契約予定期間に間に合わない場合には、契約開始日を変更する（契約期間3年間は固定）。また、契約期間終了後の期間延長については、現在のところ未定。

(4) 駐車場利用料金

駐車場利用料金は運営事業者が判断し設定することとするが、近隣の料金相場をふまえて利用料金の設定を行うこととし、設定および変更にあたっては本学と協議することとする。

(5) 施設等の維持管理費相当額

利用者から支払われた金銭等は運営事業者の収入となるが、施設等の維持管理費相当額を本学指定の口座に支払うこととする（銀行口座振込手数料は運営事業者の負担とする）。なお、当該維持管理費相当額は企画提案書により提案された金額とする。

(6) 設置運営に関する事項

- ①アスファルト路面舗装、駐車券管理機器、車止め等、全自動駐車場の運営に必要な設備等を備えること。なお、これら設備準備費用は運営事業者の負担と責任で設置するものとする。
- ②コールセンター機能及び組織を有し、トラブル、非常時クレームに年中無休24時間体制で対応が取れること。

(7) 本学の利便性に関する事項

- ①教職員専用駐車場3台分については、教職員専用であることを駐車スペースにペイント等によってわかりやすく表示すること。また、当該駐車にかかる料金は無料とし、そのための必要機器等は無償で提供すること。
- ②本学の都合により、一時的、または継続的に専用駐車場の台数の増台、及び減台等変更が必要になった場合、運営事業者はすみやかに対応すること。なお、その場合の維持管理費相当額の変更については本学と運営事業者で協議するものとする。

2. 遵守事項

- (1) 運営事業者は責任をもって駐車場の維持管理をすること。
- (2) 運営事業者は、事業に伴う一切の責任を負うものとする。
- (3) 駐車場の運営に関する近隣及び利用者への対応は運営事業者が一切の自己責任で行うものとする。
- (4) 運営事業者は本学が管理上必要な事項を通知した場合は、その事項を遵守すること。
- (5) 利用者の意見、苦情は適宜処理するとともに積極的に改善に努めること。
- (6) 不法侵入や不法投棄等に関する防犯対策を講じること。

3. 経費の負担

光熱費およびその他維持管理に必要な経費は、次のとおりとする。

- (1) 駐車場に必要となる電気工事、敷地整備は運営事業者の負担で行うものとする。
- (2) 本業務を実施するために必要な設備の整備、保守管理、修繕、清掃、ごみ処理、照明代金等の電気料金などの一切の経費は運営事業者の負担とする。

4. 原状回復

運営事業者は、業務委託期間の満了または業務委託が取り消された場合は、すみやかに原状回復を行った上で、当該土地を明け渡すこと。なお、原状回復に際し、運営事業者は一切の補償を本学に請求することはできない。ただし、舗装等設置物の残置については本学の承諾を得ればこの限りではない。

5. その他

- (1) 敷地内は、終日禁煙とし、利用者に対する禁煙表示を行うこと。
- (2) 借地権、地上権、営業権等の権利関係は一切発生しない。
- (3) 提出された財務諸表に基づき、財務内容、営業状況の確認を行い問題がない場合、審査基準に基づき審査を行う。
- (4) 看板等の設置にあたっては、色、設置場所について本学と協議すること。
- (5) 業務内容の調査のため実地調査を行う必要が生じた場合には、これに応じること。

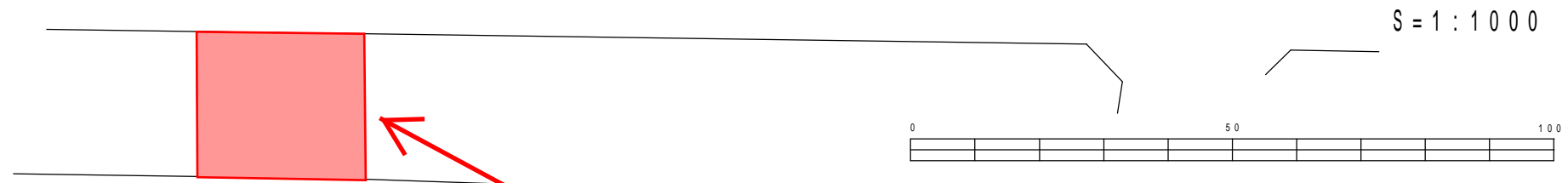
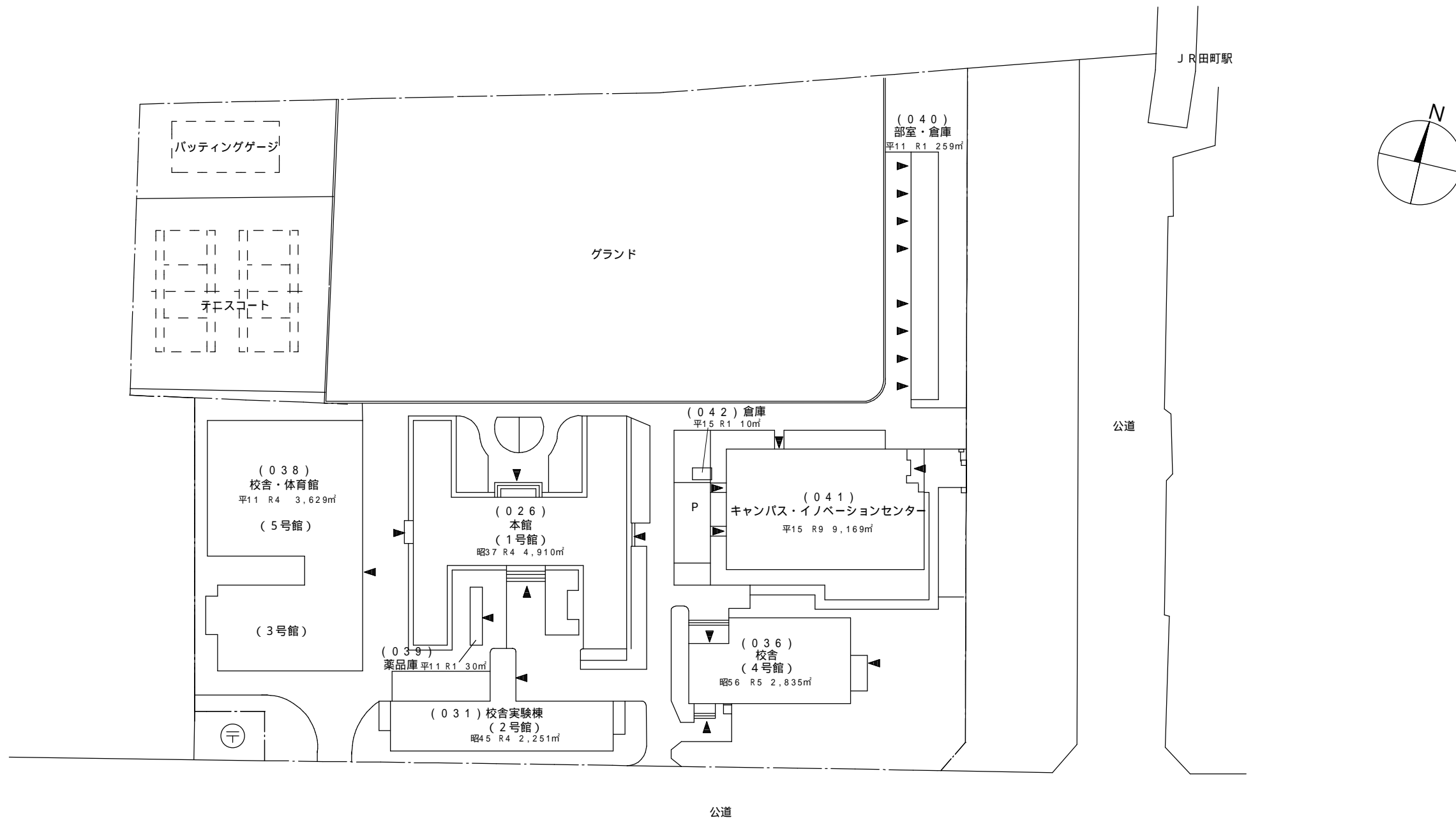
また、実地調査の結果、設備の変更等の指示を行った場合にも、すみやかにその指示に従うこと。

(6) この仕様に定めのない事項が生じたときは、本学と協議し指示を受けることとする。

【添付資料】

- ・管理範囲図
- ・周辺地図

管理範囲図(田町団地配置図)



管理範囲
 東京工業大学芝浦寮跡地
 面積 543㎡

S = 1 : 1000

縮尺	1 / 1000
----	----------

周辺地図 1



周辺地図 2



公募要項、仕様書の内容をご確認の上、競争参加を希望される場合には、一度本学問
い合わせ先までお越し下さい。応募申込書等様式を配布いたします。

配布窓口営業時間：平日 8：30～12：15、13：15～17：15